

11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料納付相談会を開催します

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。当日は会場内で納付も可能です。(納付しようとする期間の納付書を必ずお持ちください)

また、経済的に保険料の納付が困難な場合は、保険料を免除または猶予する制度がありますので、当日会場にてご相談ください。

と き 11月29日(火) 午前10時～午後3時

ところ 菊池市中央公民館 2階 小研修室

※基礎年金番号が分かるものをお持ちください。

※本人以外が相談される場合は、委任状と委任された人の身分の証明(運転免許証など)が必要です。

扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう!

年金受給者の皆さんへ

老齢や退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります(障害年金・遺族年金は課税されません)。年金にかかる所得税の計算は、年金受給者から提出された「扶養親族等申告書」を基に行いますので、各種控除を受けるためにはこの申告書を提出しなければなりません。

対象となる受給者には、11月上旬に日本年金機構から申告書のはがきを送られてきますので、12月1日(木)までに提出してください。

平成24年分「扶養親族等申告書」が送付される人

65歳未満 年金額が108万円以上

65歳以上 年金額が158万円以上

※申告書の提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

※年金以外に所得がある人は確定申告が必要です。

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を!

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から毎年11月上旬と2月上旬に送付されます。

11月上旬に送付の場合

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金基金に加入して年金を増やしませんか!

国民年金第1号被保険者の老齢基礎年金に、さらに上乗せできる公的な個人年金制度として「国民年金基金」があります。

メリット

- ・加入時の掛金は60歳まで変わりません。
- ・経済状況に応じて途中での口数の増、減もできます。
- ・掛金は全額、社会保険料控除の対象となりますので、確定申告により税金が軽減されます。
- ・加入時に将来の年金額が分かります。
- ・年金は終身年金が基本ですので、一生涯受給できます。
- ・受け取る年金は公的年金控除の対象となります。
- ・万が一のときには、遺族一時金が支給されます。(ただし、B型は除きます)

受け取る年金月額

加入するときの年齢	1口目の年金月額	2口目以降の年金月額
20歳0月から 35歳0月まで	20,000円	10,000円
35歳1月から 45歳0月まで	15,000円	5,000円
45歳1月から 50歳0月まで	10,000円	

※1口目(終身年金)の年金月額は、A型、B型ともに同額です。

※2口目以降の年金月額に口数を乗じた額が1口目の年金に加算されます。

※50歳1月以降に加入される人の年金額は、加入時年齢(月単位)によって異なります。

7種類の給付の型をご自分の将来設計に合わせて加入できます。

老齢基礎年金は繰上げ受給を除き65歳から受給開始となりますが、国民年金基金の2口目には、60歳から受給できる年金が3種類あります。

加入する型	受取り期間	保証期間	遺族一時金	
1口目	A型	65歳から一生涯	80歳まで15年間	有
	B型	65歳から一生涯	保証期間なし	なし
2口目以降	A型	65歳から一生涯	80歳まで15年間	有
	B型	65歳から一生涯	保証期間なし	なし
	I型	65歳～80歳	80歳まで15年間	有
	II型	65歳～75歳	75歳まで10年間	有
	III型	60歳～75歳	75歳まで15年間	有
IV型	60歳～70歳	70歳まで10年間	有	
V型	60歳～65歳	65歳まで5年間	有	

※50歳1月以降に加入される人は、IV型およびV型には加入できません。詳しくは熊本県国民年金基金までお問い合わせください。 ☎ 0120-65-4192



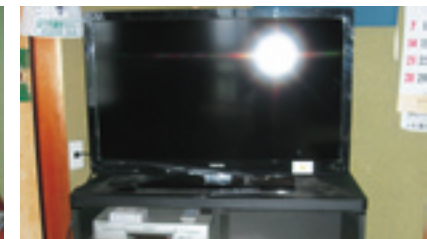
9月 宝くじ助成事業で区用備品を整備

地域の健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業により、本村区自治会に公民館備品(空調設備、テレビ、テレビアンテナ、ブースター、折りたたみ長机、折りたたみ椅子)、鳳来区に区用備品(空調設備、液晶テレビ、DVDプレーヤー、冷蔵庫、掃除機、芝刈り機、折りたたみ椅子、折り

たたみ長机)が整備されました。この事業は、宝くじの普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うものです。今後、本村区自治会および鳳来区のますますの活性化が期待されます。



↑本村区自治会に整備された備品



↑鳳来区に整備された備品



出前講座

今月は、消費生活センターが実施している「消費生活出前講座」を紹介いたします。暮らしの中で起こりうるさまざまな消費者問題について、団体やグループを対象に出前講座を実施しています。専門相談員や市職員が出向いて、映像や実体験を交えての話や説明を行っています。これまで、地区の老人会や女性の会、民生委員の学習会などで、延べ7団体、約170人に利用していただいています。

「集団勧誘で購入した高額商品に、クーリングオフの手続きを行っていただければ…」などの意見がありました。また、実際にあった相談を交えた話にも、「分かりますか」との感想もいただきました。事前に十分な知識があれば、自分を、家族を、地域を守ることが出来ます。皆さんの地区や団体も出前講座で学習しませんか。講座の内容は次のとおりです。

- ・悪質商法や訪問販売の問題
- ・商品の契約や売買について
- ・多重債務などの借金問題
- ・その他の消費者トラブルに関すること

参加者の質問や問い合わせにも分かりやすくお答えします。開催時間は、午前9時から午後10時までの2時間以内、平日、土日祝日を問わず実施します。講座は無料です。お気軽にご利用ください。受講申し込みは、事前に「出前講座申込書」の提出が必要です。詳しくは消費生活センターまでお問い合わせください。専門の相談員が常駐しています。相談は無料です。

「はい!こちら菊池市消費生活センターです!」
お問い合わせ先 菊池市消費生活センター ☎0968(36)9450
平日午前10時～正午、午後1時～午後4時 商工観光課入り口